

# 太陽光発電設置に伴う 農地転用サポート！

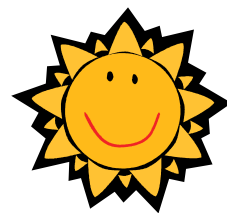
## 農地への太陽光発電設備の設置について

ご自身が所有されている農地、もしくは第三者が所有している農地に太陽光発電を設置したいというお問い合わせを多数いただいております。このような場合、該当の農地が都市計画法上の「市街化区域」であれば農地法4条もしくは5条による届出をすることにより、特に問題が無ければ約1週間で届出の受理通知書が交付され、農地法による制約はなくなります。

これに対し、該当の農地が都市計画法上の「市街化調整区域」であれば農地法4条もしくは5条による許可の申請が必要となり、審査の期間も1ヶ月から2ヶ月と長く、問題があれば許可されないこともございます。

また、平成25年3月の農林水産省からの発表により、これまでは太陽光発電事業を目的とする農地転用がほぼ不可能であった農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地も対象となっております。

太陽電池モジュールのみを設置する場合は都市計画法上の開発許可に該当しないため、都道府県知事等への開発許可申請は必要ないのですが、モジュールに加えて付帯設備を設置する場合、その設備の内容や設置状況によっては開発許可申請が必要になる可能性もございます。



## 農地転用手続きは越智法務行政書士事務所にお任せ下さい！

当サポートセンターでは、お客様のご意向に的確にお応えできるよう、農地への太陽光発電設置を計画されている段階からご相談させていただきます。もちろん申請書類の作成や周辺の手続き、農業委員会など行政機関との折衝、および申請の代理もサポートさせていただきます。



### 農地移転・転用サポートセンター

越智法務行政書士事務所

所長 越智 菊男 ( 行政書士 )

日本行政書士会連合会 登録番号 12120531 号

〒326-0143 栃木県足利市葉鹿町 1-28-32

TEL : 0284-64-1522 FAX : 0284-64-0245



越智法務行政書士事務所 検索

